

[事案 2023-158] 新契約無効請求

・令和6年6月20日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不足等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和3年10月に契約し、令和4年8月に解約した米ドル建積立利率変動型終身保険について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料と解約返戻金の差額を返還してほしい。

- (1) 保険料が月々数千円で、死亡保障がある掛け捨ての保険を紹介してほしいと依頼したが、意向を無視した商品を契約させられ、その旨の説明は一切なかったため、米ドル建の定期預金であり、死亡時に保険金が別に支払われる生命保険がセットになったものと誤解した。
- (2) 契約後間を置かずに解約した場合は、余程の幸運がない限り損害を負うことが必然の投資性金融商品であることおよび市場価格調整の意味について、素人が理解できる説明がなされなかった。
- (3) 意向確認書類の入力や、内容確認後に訂正を申し出た事項について、募集人がタブレット端末を操作し訂正内容を口頭説明した際に、信用して内容を再確認しなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、商品説明の機会を配偶者が同席した場合を含めて複数回設定し、契約締結時には親族が同席の上で商品説明、契約締結を行った。
- (2) 解約返戻金の仕組みは設計書やパンフレット等を用いて説明した。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足等は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。